

流山市景観計画（素案）及び（仮称）流山市景観条例（素案）
に係るパブリックコメント実施要領

1 件名

「流山市景観計画（素案）及び（仮称）流山市景観条例（素案）」
についての意見等募集

2 目的

この要領は、流山市景観計画（素案）及び（仮称）流山市景観条例（素案）を制定するに当たり、広く計画素案及び条例素案を公表し、市民等の意見等を聴くことによって、計画及び条例策定に係る市民等の参画の機会を保障するとともに、意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的としています。

3 事業内容

別紙 「流山市景観計画（素案）及び（仮称）流山市景観条例（素案）の概要」を参照

4 資料内容及び公表方法

（１） 公表する資料

- ・ 流山市景観計画（素案）及び（仮称）流山市景観条例（素案）
に係るパブリックコメント実施要領
- ・ 流山市景観計画（素案）及び（仮称）流山市景観条例（素案）
の概要
- ・ 流山市景観計画（素案）
- ・ （仮称）流山市景観条例（素案）

（２） 公表の方法

- ・ 市役所第２庁舎２階 都市計画課及び各出張所で閲覧できます。
- ・ 流山市ホームページで閲覧できます。

5 意見等が提出できるもの

- ア 市内に住所を有する者
- イ 市内に事務所又は事業所を有する者
- ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- エ 市内に存する学校に在学する者

6 意見等募集期間

平成19年9月18日(火)から同年10月17日(水)まで
郵送の場合は、10月17日(水)必着

7 意見等の提出方法及び提出先

意見等は、任意様式による提出としますが、意見、住所、氏名、電話番号等必要事項を必ず記載してください。

直接持参：市役所第2庁舎2階 都市計画部都市計画課窓口

郵送：〒270-0192

流山市平和台1-1-1

流山市役所 都市計画部都市計画課

ファクシミリ：04-7159-0954

電子メール：toshikei@city.nagareyama.chiba.jp

8 その他

(1) 提出いただいた御意見等に対する回答はしません。

意見等募集期間終了後、全ての御意見について整理したうえで、計画及び条例策定の参考にさせていただくとともに、御意見に対する市の考え方については、市役所第2庁舎都市計画課及び流山市ホームページ等で公表します。

(2) パブリックコメントに対して寄せられた意見等は、住所・氏名・電話番号を除き、原文のまま公表することがありますので、個人が特定される内容は、意見本文中には記載しないでください。

(3) 電話及び口頭での意見等は、パブリックコメントとして取り扱えません。

9 実施担当課

流山市平和台1-1-1

都市計画部都市計画課

TEL 04-7150-6087(直通)

04-7158-1111(代表)

FAX 04-7159-0954

流山市景観計画（素案）及び（仮称）流山市景観条例（素案） の概要

1 景観計画の策定に当たって（背景）

本市の景観は、新川耕地の斜面に連なる樹林と低地部の田園風景、利根運河や水面が輝く江戸川の水辺風景、そしてこれらが一体となって豊かな自然を印象づけている新川耕地等により、本市を特徴づける自然的景観を形成しています。

また、台地部には、住宅地の落ち着いた街並み、農地と平地林の間に農家住宅が点在している穏やかな風景、新しい街の清潔で活気のある都市的景観、江戸川の舟運や味噌で栄えた流山の歴史の風情が漂う旧流山街道の街並みなど、いつまでも残し、育てたい、そして後世へ伝えたいと思わせるような魅力を感じさせる、良好な景観の要素がたくさんあります。

しかし、近年の都市化や生活の変化によって、これらの流山らしい景観が変貌して魅力が薄れていくことが懸念されるほか、つくばエクスプレス沿線整備事業においては、土地区画整理事業が進む中、駅周辺等の土地活用が急速に進んでいることから、将来のまちの姿を良好な都市的空間として誘導していく必要が生じてきました。

そこで、平成18年4月には、「流山市都市景観形成基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、目指すべき流山の景観の方向性を明らかにした基本方針を定め、良好な景観の形成に取り組んできました。

そのような中、景観法が平成18年6月1日に全面施行されたのをきっかけとして、本市も同日付で景観行政団体となり、これまで自主的に行ってきた諸施策を法的に位置づけ、より一層、良好な景観の形成を推進していくため、法に基づき「流山市景観計画」を定めることとしました。

この流山市景観計画は、景観の形成に関する手段や考え方について、緩やかなルールを定め協議、誘導することにより、景観に対する意識を市民、事業者、行政が共有し、共に醸成していくことを主眼としていくこととします。

2 条例制定に当たって（背景）

我が国のこれまでのまちづくりは、経済性や効率性、機能性が重視された結果、景観への配慮を欠いていたことは否めません。

しかしながら、近年、急速な都市化の終息に伴って、美しいまち並みなどの良好な景観に関する関心が高まり、いわば、価値観の転換点を迎えています。

また、歴史的なまち並みに配慮した都市整備が各地で進められるなど、良好な景観の形成に向けた取組みが進められてきており、これらを背景として、国も「美しい国づくり政策大綱」において、良好な景観の形成を国の重要な課題として位置付け、さらに、良好な景観の形成に関する動きを具体的な施策に結びつけるため、平成16年6月18日付けで「景観法」が公布されました。

この景観法は、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図るため、景観に関する国民共通の基本理念や住民、事業者、地方公共団体、国それぞれの責務を定めるとともに、行為規制や公共施設の特例、支援の仕組み等を定めています。

本市においても、市民の価値観や意識も精神的及び文化的な豊かさの充実に向けられ、都市空間においても良好で快適な都市空間を求める声が高まり、つくばエクスプレス沿線整備地域における新しいまちづくりにおいて、秩序ある良好な景観を形成する都市づくりを行っていくことが重要となってきています。

この景観条例は、景観計画と一体となって良好な景観の形成を推進する事項を策定することにより、江戸川、昨年選奨土木遺産に選定された利根運河及び斜面樹林に囲まれた新川耕地の自然的景観や市内に点在する神社仏閣等の歴史文化的景観、さらには、落ち着いた街並みの緑豊かな良好な市街地景観を保全及び誘導することとします。

また、本市の魅力ある景観の形成のために市民、事業者及び行政が、それぞれの立場において責務を果たし、互いに連携しながら流山の景観を保全（まもり）、活用（いかし）、創出（つくり）、改善（なおし）、育成（はぐくむ）ことにより、次世代へ魅力ある景観を引継ぎ、もって良好な景観の形成に寄与することを目的としています。